

要届出毒物劇物業務上取扱者変更届に関する手続の概要

提出書類	1	変更届
その他	毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出すること。	
提出部数	1部	
手数料	不要	
備考	1	次の事項を変更した時に、届け出ること。 (1) 業務上取扱者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事業所の所在地） (2) 事業所の名称又は所在地 (3) 取扱う毒物又は劇物
提出及び 問い合わせ先	事業所の所在地を所管する保健所	
	安来市	松江保健所衛生指導課 〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 (いきいきプラザ島根 3階) TEL：0852-23-1317
	奥出雲町、雲南市、飯南町	雲南保健所衛生指導課 〒699-1396 雲南市木次町里方 531-1 TEL：0854-42-9515
	出雲市	出雲保健所衛生指導課 〒693-0021 出雲市塩冶町 223-1 TEL：0853-21-1185
	大田市、川本町、美郷町、邑南町	県央保健所衛生指導課 〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1 TEL：0854-84-9806
	江津市、浜田市	浜田保健所衛生指導課 〒697-0041 浜田市片庭町 254 TEL：0855-29-5556
	益田市、津和野町、吉賀町	益田保健所衛生指導課 〒698-0007 益田市昭和町 13-1 TEL：0856-31-9551
	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、 知夫村	隠岐保健所環境衛生課 〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町 塩口 24 TEL：08512-2-9719